

HII-2nd

令和3年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（ネ）第1069号 慰謝料請求控訴事件（原審・前橋地方裁判所令和元年（ワ）第412号）

口頭弁論終結の日 令和3年6月24日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

群馬県沼田市東原新町1940番地1

被 控 訴 人 利根沼田農業協同組合

同代表者代表理事 林 康 夫

同訴訟代理人弁護士 高 橋 伸 二

同 福 島 翔 也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、200万円を支払え。

第2 事案の概要（略語は、新たに定義するもののほかは原判決による。）

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人の従業員が、控訴人が被控訴人から脱退する際に虚偽の説明をしたこと（問題行為①）、控訴人からの農作物の引受けの求めに応じず控訴人との取引を拒絶したこと（問題行為②）及び被控訴人の准組合員になるために控訴人がした再加入の申込みを拒絶したこと（問題行為③）並びに控訴人が被控訴人に対してその定款を開示するように求め、被控訴人は回答することを約したにも関わらず、1か月以上も開示に応じ

なかったこと（問題行為④）が、控訴人を経済的に追い詰め人格権を侵害する脅迫行為（村八分行為）として不法行為を構成すると主張して、被控訴人に対し、民法709条、710条、715条及び719条に基づき、控訴人が被った精神的損害に対する慰謝料3000万円のうち一部である200万円の支払いを求めた事案である。

2 原審は、控訴人が主張する問題行動①ないし④については、いずれも不法行為が成立しないと判断して、控訴人の請求を棄却したため、これを不服とする控訴人が控訴をした。

3 前提事実（後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 控訴人は、住所地で農業を営んでいる者であり、被控訴人は、群馬県沼田市、同県利根郡片品村、同川場村、同みなかみ町、同昭和村を区域とし、組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売等の事業を行う農業協同組合である（弁論の全趣旨）。

イ 控訴人は、被控訴人の組合員であったが、平成27年11月30日、任意脱退を申請し、平成28年2月末日に被控訴人を脱退した（乙2、3）。

ウ 東京シティ青果株式会社（以下「シティ青果」という。）、ぐんま県央青果株式会社（以下「県央青果」という。）及び東京青果株式会社（以下「東京青果」といい、シティ青果、県央青果と併せて以下「卸売三社」という。）は、いずれも青果物の受託販売等の業務を目的とする卸売会社である（弁論の全趣旨）。

エ 控訴人は、平成26年から平成29年まで、ズッキーニ（品種名はグリーントスカ）を被控訴人の月夜野集荷所に出荷していた。同じ頃、同出荷所には、控訴人以外にズッキーニを出荷する者が2軒いた（乙5、弁論の全趣旨）。

(2) 先行訴訟における控訴人の事実主張及び法的主張

控訴人は、平成31年、前橋地方裁判所に、被控訴人及び卸売三社の従業員らが、共謀の上、控訴人が出荷したズッキーニを差別化し、青果市場において安値を付ける価格操作を繰り返して控訴人の経済生活を脅かし、また証拠隠滅などにより犯行を隠ぺいし、価格の異常性を演出して包囲網の威力を示すことにより、控訴人の生命、財産及び名誉に関する脅迫を行い、これにより著しい恐怖と屈辱を受けたなどとして、慰謝料10万円の支払を求める訴訟（同裁判所平成31年（ワ）第118号。以下「別件訴訟」という。）を提起し、要旨次のとおりの各主張をした（乙5）。

ア 事実主張

- (ア) シティ青果は、平成28年7月24日から同年8月25日までの間、一か月以上にわたり、被控訴人から出荷されたズッキーニの落札価格を400円に固定した。
- (イ) 被控訴人のみなかみ集荷所のトミザワ所長（以下「トミザワ」という。）は、同月27日出荷分のズッキーニについて、控訴人の出荷分（Mサイズ91箱）だけを差別化して県央青果に出荷し、他の2軒の出荷分をシティ青果に出荷した。
- (ウ) 県央青果は、同月28日、控訴人の出荷分に200円と300円の値を付け、シティ青果は、他の2軒の出荷分に400円の値を付けた。
- (エ) シティ青果は、控訴人が被控訴人宛てに「協力依頼」を提出した直後の同年8月30日頃から、シティ青果のホームページにズッキーニの実勢価格を表示するのを中止した。
- (オ) トミザワは、平成29年6月29日午後、被控訴人の月夜野集荷所において、控訴人が前年から再三、写しの交付を要請していた平成28年7月27日分の集荷所メモについて「廃棄してしまった。」と言った。

(カ) トミザワは、平成29年6月30日、控訴人に対し、「シティ（青果）がグリーントスカは色が濃緑ではなく薄いので人気がなくて売れないから今後は受けられないと言ってきた。お宅はグリーントスカだよね？」と通告した。

(キ) 被控訴人及び卸売三社は、同年7月及び同年8月において、控訴人の出荷分だけを差別化して、県央青果又は東京青果に出荷し、それに低価格を付けるという形の価格操作を毎日のように繰り返した。

(ク) トミザワは、同年7月4日、被控訴人の月夜野集荷所において、廃棄してしまった集荷所メモの代わりに「青果市況明細表」のファグシミリ文書を控訴人に手交したが、それは不鮮明で読むことができないものであった。

(ケ) 控訴人は、令和元年5月10日、被控訴人の月夜野集荷所において、トミザワに対し、訴訟目的であると告知して、卸売三社の各責任者の開示を求めたが、トミザワはこれを開示しなかった。

(コ) 控訴人は、同月14日、電話で、被控訴人のリスク管理室のイシクラ（以下「イシクラ」という。）に対し、訴訟目的であると告知して、トミザワの氏名の開示を求めたが、イシクラはこれを開示しなかった。

イ 法的主張

被控訴人と卸売三社は共謀し、意図的に価格を操作し、また、控訴人の出荷物を他と差別化する包囲網を敷いて、控訴人が出荷したズッキーニが売れないようにしたことは共同不法行為に当たる。

ウ 背景事情に係る主張

上記主張事実は、10年以上前から続いている迫害行為の一環であり、控訴人の叔母である太田まり子が交通事故で死亡したことや控訴人方付近で猟銃による射撃が行われていることはいずれも控訴人への脅迫を目的にした脅迫殺人、狙撃脅迫であり、上記価格操作も控訴人の生命を脅

がす目的で、自由市場において違法であるのにあえてされたものであり、控訴人限りの特殊事情（社会的孤立状態）を見越した上で、組織力をもって控訴人の訴えを握りつぶす狙いで行われたものである。

(3) 本件訴訟に関連する事実

ア 控訴人は、令和元年7月19日、被控訴人のみなかみ集荷所にナス32袋を持ち込み、その引受けを求めたが、トミザワは、これを拒絶した（以下「本件引受拒絶」という。）。また、控訴人は、同日、被控訴人に架電し、イシクラに対して、本件引受拒絶について抗議した。（甲1，2，弁論の全趣旨）

イ 控訴人は、別件訴訟が継続中である令和元年8月5日、被控訴人の職員らが、またしても性懲りなく、控訴人の生活破壊を狙って、不当な取引拒絶をしたとして、別件訴訟の関連事件として、本件訴訟を提起し、被控訴人は、令和元年8月13日、本件訴訟の訴状の送達を受けた（記録上明らかな事実）。

ウ 控訴人は、令和元年9月19日頃、被控訴人に対して、准組合員となるための申込（以下「本件加入申込」という。）をしたが、被控訴人は、同月30日頃、控訴人に、同日付け「ご連絡」と題する書面を送付して、本件加入申込を拒絶した（以下「本件加入拒絶」という。甲6，弁論の全趣旨）。

エ 控訴人は、令和元年10月7日、被控訴人の訴訟代理人弁護士である福島翔也弁護士に対して、被控訴人の定款（以下「本件定款」という。）を交付又は開示するよう求めた。これに対し、被控訴人は、同年11月12日、控訴人に対し、本件定款を乙1号証として控訴人にファックス送信した。（甲7，乙1，弁論の全趣旨）

オ 控訴人は、令和元年10月15日、本件訴訟において、上記ウ及びエが新たな不法行為を構成すると主張した（記録上明らかな事実）。

(4) 別件訴訟の結果

ア 前橋地方裁判所は、別件訴訟の弁論を、被控訴人と、卸売三社とに分離した上、被控訴人との関係では、令和元年12月10日、控訴人が主張する価格操作や出荷差別の事実認められず、被控訴人が卸売三社と共謀した事実も認められないとして、控訴人の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、卸売三社との関係でも、控訴人の請求を棄却する旨の判決を言い渡した(乙5, 乙6)。

イ 控訴人は、上記アの各判決を不服として、それぞれ東京高等裁判所に控訴し(同裁判所令和2年(ネ)第127号, 同第128号), 控訴人が参入する前、ズッキーニの価格は年平均で1箱当たり700円であったが、参入後は半値以下に下がり、年々最安値を更新し、平成29年7月17日及び18日に控訴人が出荷したズッキーニには1箱当たり50円の値が付けられたが、これは箱代(53円)よりも低く、控訴人の生活防衛ラインを下回るものであったから、この価格の異常性こそが本件の核心であると主張した(乙6)。

ウ 東京高等裁判所は、令和2年10月28日、控訴人が出荷したズッキーニにつけられた1箱(2kg)当たり50円の価格は、相当に低いといえるが、青果物の価格は、市場における当該商品に対する需要と供給の多寡や商品の品質などにより決まるから、売れ残った場合に商品を破棄(廃棄の趣旨)せざるを得なくなることもあり得ることを考えると、名目的な価格とすることも当然に考えられ、また、被控訴人のズッキーニの各単価は等階級別に定められているから、被控訴人が出荷したズッキーニのみを低価格と値付けしたと認めることはできないし、控訴人が被控訴人に単価403円で販売したズッキーニを、被控訴人が200円から600円で取引していることからしても、他の取引においても被控訴人の出荷分だけを低価格で販売していたと認めることはできず、価格差

別についての控訴人の主張は認められないとして、控訴人の控訴をいずれも棄却し、同判決は確定した（乙6、弁論の全趣旨）。

- 4 本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 本件の争点及び当事者の主張」（原判決5頁4行目から9頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決5頁8行目の末尾の後に改行の上、次のとおり加える。

「被控訴人が控訴人に対してした以下の各行為は、控訴人を経済的に追い詰めることで人格権を侵害する脅迫行為に当たる。」

第3 当裁判所の判断

1 被控訴人と控訴人との関係について

(1) 農業協同組合は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的としており（農業協同組合法7条1項）、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならず（同条2項）、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現するようにしなければならない（同条3項（一部））が、上記目的や義務はいずれも抽象的であって、それ自体が直ちに被控訴人の具体的な義務を生じさせるものではない。

(2) また、前提事実のとおり、控訴人は、平成28年2月末日に被控訴人を脱退しているから（前提事実(1)イ）、被控訴人の組合員（被控訴人の定款第12条①にいう正組合員又は准組合員（以下同じ。））。乙1）ではない。もっとも、本件定款第9条①は、員外利用として、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売に係る事業を行うことを認めており（乙1）、控訴人が、被控訴人脱退後も、被控訴人を利用してきたこと（前提事実(1)エ）からすると、被控訴人は、組合員と完全に同列とまではいえないにしても、控訴人に対して組合員とほぼ同等の扱いをしていたと推認できる。

(3) しかし、控訴人と被控訴人の関係は、その後悪化し、控訴人は別件訴訟を提起し、その係属中に本件訴訟を提起した。控訴人は、別件訴訟において、被控訴人及び卸売三社の控訴人に対する包囲網の存在を主張していたところ（前提事実(2)及び(4)イ）、本件訴訟では、いずれもこれと関連し、連続する一連の不法行為の一部として、本件訴訟の各争点に対する主張（前記引用の原判決第3）をしていることは、同引用にかかる控訴人の主張（同第3の1(1)イ、(2)イ、(3)イ・ウ、(4)イ）及び弁論の全趣旨からも明らかである。

2 以下検討する。

(1) 問題行為①について

控訴人は、後日の取引拒絶をするため、計画的に被控訴人を脱退させた可能性があるとするが、そもそも仮定主張にすぎない上、本件全証拠によるもそうした事実は認められない。

また、控訴人は、トミザワが、控訴人に対して、脱退後、持分数がゼロになっても生産物を出荷できると答えたことが虚偽であったと主張するが、員外利用についての説明であることからすれば虚偽であるとは認められず、他に控訴人の主張を裏付けるに足りる証拠はない。

以上によれば、問題行動①に係る控訴人の主張は採用することができない。

(2) 問題行為②及び問題行為③について

ア 問題行為②も問題行為③は、局面はやや異なるが、控訴人が被控訴人から申込中の契約を拒絶されたという点で共通する。ところで、控訴人が主張する独禁法違反の主張はともかく、商人の不買行為と違法性については、独占的地位にある市場仲買人は正当の理由がなければ特定人に対し営業上の販売取引を拒絶することはできないと解すべきところ（大審院昭和14年（オ）第2108号同15年8月30日第5民事部判決・民集19巻18号1521頁参照）、農業協同組合は、上記目的からし

て、営利を目的とする商人であるとはいえないが（最高裁昭和34年（オ）第612号同37年7月6日第二小法廷判決・民集16巻7号1469頁参照），不法行為としての違法性の判断においては，当該事実の有無に加えて，被控訴人における正当の理由の有無を検討することが相当であり，加入の妨害を禁止する農業協同組合法19条は上記解釈の妨げとなるものではないと解される。

イ まず，控訴人は，問題行為②について，本件引受拒絶（前提事実(3)ア）が，控訴人の既得権を侵害すると主張するが，控訴人は非組合員であるから，控訴人が有するのは，本件定款よりその組合員の利用に差し支えない限りにおいて認められる員外利用としての利益に留まることに加え，員外利用の対象である農業生産物の特性に照らすと，当該利益は予め保証された権利であるとまでいえないことは明らかである。また，控訴人は，被控訴人が，控訴人の生活破壊を狙い，包囲網として控訴人の財産と生命に対する脅迫を行ったと主張するところ，そのことを的確に裏付ける証拠はない。

そして，控訴人は，上述したとおり，過去の経過を含め，一連の不法行為の存在を主張するものの，被控訴人が何故に控訴人に対して財産及び生命を奪う程の苛烈な包囲網を敷かなければならないのかという点について，合理的かつ納得可能な説明を全くしていないところ，被控訴人及び卸売三社は，別件訴訟で係争中であり，かつ，控訴人は，別件訴訟における法的主張として，被控訴人が意図的に価格を操作し，また，控訴人の出荷物を他と差別化する包囲網を敷いて，控訴人が出荷したズッキーニが売れないようにしたと主張していたのであるから（前提事実(2)），員外利用に基づく取扱いを改めて，控訴人との更なる軋轢を避けようとしたことはやむを得ない措置として正当の理由があると認められ，被控訴人には不法行為責任が生ずることはないというべきである。

また、控訴人は、問題行為②が独禁法違反にも違反し、違法である旨主張するが、独占禁止法に違反する行為によって自己の法的権利を害された者が、独占禁止法の手続によらずに救済を求める手段としては、その行為が民法上の不法行為に該当する限り、損害の賠償を請求することができるのであり（最高裁昭和43年（行ツ）第3号同47年11月16日第一小法廷判決・民集26巻9号1573頁参照）、上述したとおり、本件引受拒絶には正当の理由があると認められることからすれば、被控訴人には不法行為責任が生ずることはないというべきである。

被控訴人との取引では従前組合員資格が問題とされていなかったことや、控訴人が本件引受拒絶の結果出荷先を見つけられないとしても、それは致し方ないことと評価することができる。

ウ 次に、控訴人は、問題行為③についても、独禁法違反に違反するとして、本件加入拒絶をしたことが違法であると主張するが、本件では、被控訴人が控訴人を包囲しなければならないことについて合理的かつ納得可能な説明を全くしておらず、係争中の被控訴人に加入を認めれば、更なる軋轢を呼ぶことは明らかであることからすると、いずれにしても、問題行為②と同様、被控訴人において、本件加入申込みに対して本件加入拒絶をしたことについて正当の理由があると認められ、被控訴人には不法行為責任が生ずることはないというべきである。なお、被控訴人が控訴人に対してした本件ご連絡書面の記載内容や文章表現にも、控訴人に対する脅迫行為とみることができるものはない。

エ 以上によれば、問題行為②及び問題行為③に係る控訴人の主張はいずれも採用できない。

(3) 問題行為④について

ア 控訴人は、被控訴人が定款の交付又は開示を約束しながら、乙第1号証を提出するまでに1か月以上かかったことが違法であると主張するが、

本件記録によれば、乙第1号証は、令和元年11月14日、本件訴訟の原審第2回口頭弁論期日で取り調べられ、原審は令和2年11月17日の第7回口頭弁論期日をもって弁論を終結しているから、攻撃防御に係る時間は十分に存したものであって、上記時期に提出されたことによって、控訴人が特段不利益を被ったと認めることはできない。

イ 被控訴人の包囲網に関する控訴人の主張が採用できないことは前示のとおりであり、控訴人は、被控訴人が、控訴人の裁判を受ける権利等を侵害するものであると主張するが、およそ独自の見解であって採用することはできない。

ウ 以上によれば、問題行為④に係る控訴人の主張も採用できない。

3 よって、原判決は結論において相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官

北澤純一

裁判官

新田和憲

裁判官

吉岡大地

これは正本である。

令和3年7月20日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 清水 秀次郎

